



熊本県公報

第 1 2 0 8 6 号

平成 24 年 2 月 14 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 1
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 1
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更…………… (障がい者支援課) 10
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 10
- 保安林の指定の解除の予定…………… (") 11
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 11
- 道路の供用開始…………… (") 11
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 12
- 公 告
- 土地改良区役員の選任及び就任…………… (農林計画課) 12
- 県営土地改良事業の工事完了…………… (") 13
- 電子計算機用データ入力業務委託 (給与部門)…………… (情報企画課) 13
- 電子計算機用データ入力業務委託 (総務・衛生・その他部門)…………… (") 15
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 17
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (") 17
- 登 載 依 頼
- 熊本県環境審議会水保全部会の開催…………… (熊本県環境審議会水保全部会) 17
- 平成 2 3 年度第 2 回熊本地域保健医療推進協議会救急医療
専門部会の開催…………… (熊本地域保健医療推進協議会) 18
- 第 4 回熊本県行政文書等管理委員会の開催…………… (熊本県行政文書等管理委員会) 18

告 示

熊本県告示第 1 4 9 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 4 年 2 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
えがおホーム 水前寺 熊本市水前寺六丁目 3 1 番 2 7 号	株式会社ウェルケア九州	平成 2 4 年 2 月 6 日

熊本県告示第 1 5 0 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 4 年 2 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
えがおホーム 水前寺 熊本市水前寺六丁目 3 1 番 2 7 号	株式会社ウェルケア九州	平成 2 4 年 2 月 6 日

熊本県告示第 1 5 1 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 1 2 年法律第 5 7 号) 第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年 2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 山鹿市

- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
岩野川（381-1-031）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町椎持
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
麻生川（381-1-038）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町椎持
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
麻生（381-1-039）
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町椎持
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
開山1（381-2-020）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町椎持
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (5) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
開山2（381-2-021）
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町椎持
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (6) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
後川内（381-2-022）
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町椎持
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (7) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
小川内1（381-2-023）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町椎持
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
小川内2（381-2-024）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町椎持
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
下村（381-2-025）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町椎持
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (10) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
南松尾（381-2-026）
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町椎持
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
椎持（381-2-027）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町椎持
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (12) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
須屋1（381-2-028）

- イ 土砂災害警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町椎持
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び鹿本地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (13) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
須屋2 (381-2-029)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町椎持
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び鹿本地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
柿原1 (381-2-035)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町椎持
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び鹿本地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
柿原2 (381-2-036)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町椎持
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び鹿本地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 南阿蘇村
- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
上二子石川2 (430-1-001)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字久石
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
上二子石川3 (430-1-002)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字久石
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 藤波川 (430-1-003)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 阿蘇郡南阿蘇村大字久石
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 原尻谷川 (430-1-004)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 阿蘇郡南阿蘇村大字久石
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 迫川-1 (430-1-005-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 阿蘇郡南阿蘇村大字久石
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 迫川-2 (430-1-005-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 阿蘇郡南阿蘇村大字久石
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 迫川-3 (430-1-005-3)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 阿蘇郡南阿蘇村大字久石
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
新村川1（430-1-006）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字久石
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
新村川2（430-1-007）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字久石
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
赤迫川（430-1-008）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字久石
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
長谷川-1（430-1-009-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字久石
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
長谷川-2（430-1-009-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字久石
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
長谷川-3（430-1-009-3）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- ウ 阿蘇郡南阿蘇村大字久石
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
大谷川-1(430-1-010-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字河陰
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
大谷川-2(430-1-010-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字河陰
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
大谷川-3(430-1-010-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字河陰
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
湿谷川(430-1-011)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字河陰
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
湿谷川2(430-1-012)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字河陰
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
湿谷川3(430-1-013)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字河陰
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
麦春川(430-1-014)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字河陰
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
滑川(430-1-015)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字河陰
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
薄木川(430-1-016)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字河陰
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
午王谷(430-1-017)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字河陰
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
前川（430-1-018）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字河陰
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
柏野谷川（430-1-019）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字河陰
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
上二子石川1（430-2-001）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字久石
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
中二子石川（430-2-002）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字久石
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
木谷川（430-2-003）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字河陰
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地

- (29) ア 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 本谷川 (430-2-004)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 阿蘇郡南阿蘇村大字河陰
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 見瀬川 (430-2-005)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 阿蘇郡南阿蘇村大字河陰
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 柏野川 (430-2-006)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 阿蘇郡南阿蘇村大字河陰
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第152号

障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 第46条第1項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成24年2月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
医療法人 金澤会 せいじのヘルパー ステーション 居宅介護、重度訪問介護、同行援護	事業所の所在地	熊本市島崎2丁目22番15号	熊本市島崎2丁目11番13号	平成23年11月24日
社会福祉法人 啓明会 第二苓山寮グループホーム事業所 共同生活援助	事業所の名称	本渡通勤寮グループホーム事業所	第二苓山寮グループホーム事業所	平成24年1月1日

熊本県告示第153号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。
平成24年2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県水俣市多々良町196番・197番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 落石の危険の防止
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県芦北地域振興局並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第154号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により次の森林を解除予定保安林にするので、同法第30条の2第1項の規定により告示する。
平成24年2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 解除予定保安林の所在場所 天草市深海町字池田666番6
- 2 保安林として指定された目的 落石の危険の防止
- 3 解除の理由 道路用地とするため

熊本県告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成24年2月14日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成24年2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	熊本空港線	熊本市八反田三丁目 3207番1地先から 同市長嶺西三丁目 3221番1地先まで	前	9.5 ～ 12.8	85.0	迂回路 の設置
			後	9.5 ～ 12.8	85.0	
				9.5 ～ 10.5	90.5	

2 区域を変更する期日 平成24年2月14日

熊本県告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成24年2月14日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成24年2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	熊本高森線	熊本市春日三丁目 1071番5地先から 同所 1071番5地先まで	81.0	迂回路 の設置

2 供用を開始する期日 平成24年2月14日

熊本県告示第157号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成24年2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
合志市社協 障がい者支援センター 児童デイサービス「れんがの家」 合志市須屋2540番地	社会福祉法人合志市社会福祉協議会 合志市須屋2251番地1 荒木 義行	平成24年 3月1日	4312900279	児童デイサービス

公 告

熊本県公告第71号

八代市に事務所を置く麦島土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成24年2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	田島 幹雄	八代市古城町1695番地
理事	村井 道勝	八代市中北町3141番地
理事	上田 隆行	八代市古城町1557番地
理事	清田 隆一	八代市古城町2297番地の1
理事	齋藤 為男	八代市中北町3006番地の4
監事	吉田 寛実	八代市中北町2995番地
監事	多田 浩一	八代市中北町3318番地の7
監事	川上 健一	八代市古城町1561番地の1
就任		
理事	上田 隆行	八代市古城町1557番地
理事	齋藤 為男	八代市中北町3006番地の4
理事	堀本 一奉	八代市梅檀町1522番地
理事	村井 道勝	八代市中北町3141番地
理事	川口 一敏	八代市古城町1533番地
監事	多田 浩一	八代市中北町3318番地の7
監事	田島 幹雄	八代市古城町1695番地
監事	吉田 寛実	八代市中北町2995番地

熊本県公告第72号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成24年2月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道路	大津南部	平成14年3月25日	平成23年3月24日	熊本県

熊本県公告第73号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年2月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
電子計算機用データ入力業務（給与部門）
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、データ1件当たりの単価とし、小数点第2位まで記載すること。また、当該単価には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
 - イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
 - ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

- 次に掲げる条件を全て満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）第5条第1項の規定による審査のうえ、入札参加資格者として要綱第6条に規定する入札参加資格者名簿の営業種目情報処理業務に登録された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3に掲げるところにより、要綱第5条第1項の規定による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 6の(4)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 平成24年2月1日現在において、委託業務と同種の営業を2年以上営んでいること。
 - (6) 電子計算機用データ入力に必要な機械及び設備を備えていること。
 - (7) 受注及び納品について、次の要件を満たすこと。
 - ア 熊本県の休日定める条例（平成元年熊本県条例第10号）に規定する休日以外の日に、1日2回（午前11時及び午後4時）5に記載の場所において、受注及び納品をすることができること。
 - イ アの日時以外でも県が業務執行上必要と判断する場合においては、県の求めに応じて、随時に5に記載の場所において、受注及び納品をすることができること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出先並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成24年2月21日（火）から平成24年2月28日（火）までの日（閉庁日）

- を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
 ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
 本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
 平成24年2月21日(火)から平成24年3月6日(火)までの日(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 提出場所
 5に記載のとおり
- (3) 提出方法
 5に記載の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
 競争入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
 熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課電子県庁管理班
 (熊本県庁行政棟新館9階)
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
 電話 096-333-2146
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
 5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 ア 交付期間
 平成24年2月21日(火)から平成24年3月6日(火)までの日(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
 イ 交付場所
 5に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所
 ア 日時
 平成24年2月29日(水) 午後2時から
 イ 場所
 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟新館9階情報企画課内
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
 ア 日時
 平成24年3月8日(木) 午後2時から
 イ 場所
 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟新館9階情報企画課内
- (5) 入札書の提出方法
 6の(4)に記載の日時及び場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは5に記載の場所に平成24年3月7日(水)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
 免除
- (3) 無効の入札
 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 ウ 記名押印を欠く入札
 エ 金額を訂正した入札
 オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 カ 明らかに連合によると認められる入札
 キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ク 2以上の意思表示をした入札
 ケ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 コ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定の方法
 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とならない場合がある。

- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
記載する予定件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とす履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第74号

次のとおり一般競争入札に付する。
平成24年2月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
電子計算機用データ入力業務（総務・衛生・その他部門）
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- (4) 入札方法
ア 入札金額は、データ1件当たりの単価とし、小数点第2位まで記載すること。また、当該単価には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

- 次に掲げる条件を全て満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）第5条第1項の規定による審査のうえ、入札参加資格者として要綱第6条に規定する入札参加資格者名簿の営業種目情報処理業務に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3に掲げるところにより、要綱第5条第1項の規定による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 6の(4)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 平成24年2月1日現在において、委託業務と同種の営業を2年以上営んでいること。
- (6) 電子計算機用データ入力に必要な機械及び設備を備えていること。
- (7) 受注及び納品について、次の要件を満たすこと。
ア 熊本県の休日定める条例（平成元年熊本県条例第10号）に規定する休日以外の日に、1日2回（午前11時及び午後4時）5に記載の場所において、受注及び納品をすることができること。
イ アの日時以外でも県が業務執行上必要と判断する場合においては、県の求めに応じて、随時に5に記載の場所において、受注及び納品をすることができること。

- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)に記載の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出先並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理審査班(県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成24年2月21日(火)から平成24年2月28日(火)までの日(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
 - (1) 提出期間
平成24年2月21日(火)から平成24年3月6日(火)までの日(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
 - (2) 提出場所
5に記載のとおり
 - (3) 提出方法
5に記載の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
 - (4) 入札参加資格確認結果の通知
競争入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課電子県庁管理班
(熊本県庁行政棟新館9階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2146
- 6 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成24年2月21日(火)から平成24年3月6日(火)までの日(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
イ 交付場所
5に記載のとおり
 - (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時
平成24年2月29日(水) 午後2時から
イ 場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟新館9階情報企画課内
 - (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成24年3月8日(木) 午後2時から
イ 場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟新館9階情報企画課内
 - (5) 入札書の提出方法
6の(4)に記載の日時及び場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは5に記載の場所に平成24年3月7日(水)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 7 その他
 - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
免除
 - (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 記名押印を欠く入札
エ 金額を訂正した入札
オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
カ 明らかに連合によると認められる入札

- キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ク 2以上の意思表示をした入札
- ケ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- コ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定の方法
 - 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とならない場合がある。
- (5) 最低制限価格
 - 無
- (6) 契約の締結
 - ア 契約書作成の要否
 - 要
 - イ 契約の締結期限
 - 落札者決定の日から14日以内とする。
 - ウ 落札者からの契約締結の申出期限
 - 落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
 - 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、入札金額に仕様書に記載する予定件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 - ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第75号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成24年2月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市竹迫字柳本899番1、同902番1、同903番1及び同904番1
998.72平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東京都千代田区二番町8番地8
株式会社 セブン-イレブン・ジャパン

熊本県公告第76号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成24年2月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字上野1454番1、同1455番1及び同1457番
2,173.07平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市良町五丁目25番8号
森都建設株式会社

登載依頼

熊本県環境審議会水保全部会公告第5号

熊本県環境審議会水保全部会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
平成24年2月14日

熊本県環境審議会水保全部会長 嶋田 純

- 開催日時
平成24年2月20日（月）
午後1時30分から午後4時30分まで
- 開催場所
熊本市水前寺6丁目18番1号
県庁行政棟本館5階審議会室
- 議題
平成24年度熊本県公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について
熊本県地下水保全条例改正に係る規則等について
- 傍聴者の定員
10名
- 傍聴手続
（1）傍聴希望者は会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、水保全部会長の許可を得たうえで、会場に入ることができる。
（2）傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問い合わせ先
熊本市水前寺6丁目18番1号
熊本県環境審議会水保全部会事務局
（熊本県環境生活部環境局環境保全課水質保全班 電話096-333-2271）

熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第2号

平成23年度第2回熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
平成24年2月14日

熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 開催日時
平成24年3月9日（金）午後2時から午後3時30分まで
- 開催場所
熊本市水前寺公園28-51
熊本テルサ2階研修室A
- 議題
（1）救急告示医療機関認定の更新等について
（2）平成24年度病院群輪番制の実施について
（3）その他
- 傍聴者の定員
10人
- 傍聴手続
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
（2）傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問い合わせ先
熊本市水前寺6丁目18番1号
熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局（熊本県健康福祉部健康局医療政策課）
（電話096-333-2246）

熊本県行政文書等管理委員会公告第4号

第4回熊本県行政文書等管理委員会を次のとおり開催する。
平成24年2月14日

熊本県行政文書等管理委員会 会長 米澤 和彦

- 日時 平成24年2月16日（木）午後1時30分から午後4時まで（予定）
- 会場 熊本県庁本館5階 審議会室
- 会議次第
議事

- (1) 行政文書の廃棄の仕組みについて
 - (2) 「行政文書の作成、分類、保存及び保存期間満了時の措置の基準」について
 - (3) 知事が定める規則その他の規程について
 - (4) 実施機関及び地方独立行政法人等が定める規則又はその他の規程について
 - (5) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
 - (3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県総務部文書私学局県政情報文書課（電話096-333-2061）